

住宅ローン控除の申告をお忘れなく!!

平成20年度より町県民税からの住宅ローン控除が始まっています。この控除を受けるためには毎年の申告が必要ですので申告期限（平成21年3月16日）までに申告してください。

対象者

平成11年1月1日から平成18年末までに入居した方で、税源移譲により所得税が減少したため、今まで（18年分まで）の税額計算により求められた額の住宅ローン控除額が受けられない方

申告方法

① 確定申告をする方は、住所地

の税務署へ確定申告とあわせて申告してください。

② 年末調整のみで確定申告をしない方は、所得のあった年の翌年1月1日にお住まいの市町村に源泉徴収票（原本）を添えて申告してください。

※ 源泉徴収票を他に使用される方は、コピーをとっておいてください。

※ 平成20年12月末時点の住宅ローン残高をわかるようにしてください。

問 税務課町民税係

☎ 985-4110

平成21年度から

前納報奨金制度を廃止します

平成21年度から町県民税（普通徴収分）、固定資産税の前納報奨金制度を廃止します。

改正の主な理由

・ 創設当時に比べ、口座振替制度の普及で、納税意識の向上や

税収の早期確保といった目的が達成されたため。

・ 制度を利用できるのは前納できる人に限られ、また給与天引きにより町県民税を納税している方は制度を利用できないなどの不公平の解消のため。

口座振替により前納をしている方へ前納報奨金制度廃止に伴い期別納付に変更される方は、11月末にお送りしている「松前町税口座振替変更届」に記入のうえ、ご返送ください。なお、口座振替による前納を継続される方は、返送の必要はありません。

※ 「松前町税口座振替変更届」は町県民税、固定資産税が平成20年度に課税されている方で、平成21年度以降全期前納振替を申込みされている方へお送りしています。

問 税務課管理収納係

☎ 985-4109

配布・回収方法が変わります

農業委員会委員選挙人名簿の登録申請をお忘れなく

毎年12月中旬に地区の区長を通じて配布・回収をいたしました農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を、今年から農家各戸に郵送します。また、申請書の内容については、今回より昨年の資料を元に、あらかじめ農業委員会で記載しています。

記載内容に誤りがない場合には押印のみ、誤りがある場合には訂正し押印のうえ、平成21年1月10日までに農業委員会へ返送してください。

新規申請の方

昨年登録されなかった方は郵送されません。昨年だけ要件を満たしてなかった方や今回新しく申請をされる方はお問い合わせください。

〈登録要件〉

松前町に住所があり、20歳以上の方で、年間の耕作日数や耕作面積の要件を満たしている方

問 農業委員会

☎ 985-4131